

変更概要

中村橋駅北口地区地区計画							
事項		旧		新		摘要	
	地区の区分	名称	駅前商業地区	中杉通り沿道地区	駅前商業地区	中杉通り沿道地区	
		面積	約0.2ha	約1.9ha	約0.2ha	約1.9ha	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	つぎに掲げる建築物は建築してはならない。 1 「 <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 」第2条第1項第1号および第3号から第6号まで、第6項ならびに第9項に規定する営業に供する建築物 2 倉庫業を営む倉庫 3 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる建築物	つぎに掲げる建築物は建築してはならない。 1 「 <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 」第2条第1項第8号に規定する営業に供する建築物 2 倉庫業を営む倉庫 3 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる建築物	つぎに掲げる建築物は建築してはならない。 1 <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> (昭和23年法律第122号。以下「 <u>風営法</u> 」 <u>という。)</u> 第2条第1項第1号(<u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律</u> (平成27年法律第45号)による改正前の <u>風営法</u> 第2条第1項第1号に相当するものに限る。)第2号および第3号、第6項ならびに第9項に規定する営業に供する建築物 2 倉庫業を営む倉庫 3 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる建築物	つぎに掲げる建築物は建築してはならない。 1 <u>風営法</u> 第2条第1項第5号に規定する営業に供する建築物 2 倉庫業を営む倉庫 3 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる建築物	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備